

個別あっせん事例 2：通退勤中の事故に係る雇止めの撤回を求めた事例

○申請の概要

Xさんは、6か月間の有期雇用契約によりY会社に勤務しており、これまで4回更新されました。ところが、平成〇年の年明けの通勤途中に交通事故に遭い、入院のため働けなくなりました。

なお、事故当時のXさんの契約期間の満了日は同年3月31日でした。

Xさんは、4月になっても働けない状況でしたが、Y会社は、通勤途中の事故であること、当初は3か月間の療養期間との診断書が提出されたこともあり、4月に更新（期間：4月1日から9月30日まで）しましたが、10月以降は更新しないとされたため、Xさんはあっせん申請を行いました。

○両者の主張

<Xさんの主張>

- ・通勤途中の事故なのに、契約が更新されないのは納得できない。
- ・入院中、Y会社は事務の説明に來ただけで見舞いと呼べるような訪問もなく、労災の手続き等は、ほとんどXさん側が行うなど、Y会社の対応は冷たいものであった。

<Y会社の主張>

- ・当初の診断書を見て3か月もすれば職場復帰可能と考え、4月以降も更新することとした。ところが、療養期間が長引き、大学病院に転院するなど職場復帰の見込みがない状況で、退職は致し方ないと考えている。
- ・入院中、見舞いを一回行なった。対応については、見解の相違と言うしかない。

○あっせんの結果

あっせんを開催したところ、Xさんより自身の症状からして、現段階の職場復帰は困難であるが、治療に一定の目処が立つ平成〇年2月末日までは在籍させて欲しいとの意向が示され、Y会社もこれを受け入れたため、和解が成立し、事件は終結しました。

○解決に要した期間

解決に要した期間：24日

○今回の事件のポイント

・通勤途中の事故ではありますが、現実に申請者が働くことができない状況で、契約更新について双方が歩み寄り、解決が図られた事件でした。